


Ver 1.2

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書

プロジェクト名	滋賀・びわ湖クレジット創造プロジェクト「木下カンセーと油藤商事共同によるバイオディーゼル(B100)代替え事業」
プロジェクト 代表事業者名	株式会社木下カンセー 

提出日 2011 年 11 月 7 日

受理日 年 月 日

最終版提出日 2012 年 1 月 4 日

A : 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	株式会社木下カンセー (カブシキガイシャキノシタカンセー)		
住所	京都府宇治市広野町西裏 100-67		
代表者氏名	木下 昌秀	担当者氏名	阿江 暁 (あえ さとる)
担当者所属	大津営業所	担当者役職	営業本部本部長
担当者 E-mail	ae@kansei.co.jp	担当者電話番号	077-543-2663
プロジェクトでの役割	プロジェクト主体者、バイオディーゼル利用者		
プロジェクト事業者(排出削減実施事業者) ※2			
事業者名(フリガナ)	株式会社木下カンセー (カブシキガイシャキノシタカンセー)		
住所	京都府宇治市広野町西裏 100-67 (大津営業所: 大津市大萱 1 丁目 17-20 松田ビル 4F)		
代表者氏名	木下 昌秀	担当者氏名	阿江 暁 (あえ さとる)
担当者所属	大津営業所	担当者役職	営業本部本部長
担当者 E-mail	ae@kansei.co.jp	担当者電話番号	077-543-2663
プロジェクトでの役割	プロジェクト主体者、バイオディーゼル利用者		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	油藤商事株式会社 (アブラトウショウジカブシキガイシャ)		
住所	滋賀県犬上郡豊郷町高野瀬 645		
代表者氏名	青山 金吾	担当者氏名	青山 裕史
担当者所属		担当者役職	専務取締役
担当者 E-mail	h-aoyama@mtc.biglobe.ne.jp	担当者電話番号	0749-35-2081
プロジェクトでの役割	廃食用油回収、バイオディーゼル製造、バイオディーゼル供給者		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	株式会社江洲石油 (カブシキガイシャゴウシュウセキユ)		
住所	滋賀県犬上郡豊郷町高野瀬 645 (瀬田 SS: 大津市月輪 1-9-21)		
代表者氏名	青山 金吾	担当者氏名	青山 裕史
担当者所属	瀬田 S S	担当者役職	取締役
担当者 E-mail	h-aoyama@mtc.biglobe.ne.jp	担当者電話番号	0749-35-2081
プロジェクトでの役割	バイオディーゼル供給者 (給油所)		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	株式会社 e プランニング (カブシキガイシャイープランニング)		
住所	滋賀県大津市藤尾奥町 17-1		
代表者氏名	太田 豊彦	担当者氏名	太田 豊彦
担当者所属		担当者役職	代表取締役

担当者 E-mail	ohta@e-plann.org	担当者電話番号	077-527-0888
プロジェクトでの役割	プロジェクト推進者、クレジット取得予定者		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	株式会社 e-プランニング		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6	JP-100-20000-00001-00002-00		
ダブルカウントの防止の措置※7			
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者等	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: _____株式会社木下カンセー_____		

<p>ダブルカウントの防止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER) 制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER) 制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
-----------------------	--

	<p>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> ホームページ ホームページ URL: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 出版物(環境報告書/定期刊行物)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。</p> <p><input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。□</p>
--	--

- ※1: プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2: プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3: プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。
 - ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行うESCO事業者等
- ※4: プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5: オフセット・クレジット(J-VÉR)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- ※6: オフセット・クレジット(J-VÉR)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※7: オフセット・クレジット(J-VÉR)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度利用約款、並びに実施規則 1.4 クレジットの二重使用(ダブルカウント)を参照すること。

B：プロジェクト活動の概要①	
	項目
B.1 プロジェクト活動	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>【目的】 プロジェクト主体者である(株)木下カンセーは、ISO14001 認証取得等、環境施策を積極的に推進しているが、近年、重点的に取り組んでいるのが CO2 削減対策である。そのため、営業車両であるゴミ収集車(塵芥車)の化石燃料(軽油)をバイオディーゼル燃料(B100)に代替えすることで大幅な CO2 の削減を実現する。</p> <p>【内容】 先行導入した塵芥車 2 台(車番 6155・9984)に加えて、2011 年 4 月より 2 台増車(車番 4675・726)し、合計 4 台の BDF 車を運行している。原料である廃食用油は地元の大型商業施設からでるレストランの天ぷら油等を回収(委託)し、プロジェクト参加者である地元の石油販売業の油藤商事(株)が収集・精製、BDF 製造・供給の協力体制をとっている。したがって、地元で食された天ぷら油が地元で BDF に生まれ変わり、地元のゴミ収集に利活用されるというエネルギーの“地産地消”になっている。尚、本事業により取得したクレジットは、廃油回収先である大型商業施設への提供を目指し、オフセットに活用してもらうことで、完全なる地産地消サイクルの完成を想定している。</p>
	<p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>本プロジェクト実施前まで、廃棄物収集運搬で使用するゴミ収集車(塵芥車 4 台)の燃料は軽油であった。</p>
	<p>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段</p> <p>本プロジェクトで対象となる塵芥車の燃料を、従来の軽油から廃食用油を原料とした、カーボンニュートラルなバイオディーゼル 100%とする。</p>

プロジェクトで使用する設備・機器等

(プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))

(1) バイオディーゼル燃料精製機器

- ・ 機器の名称：廃食用油燃料製造装置 油藤商事オリジナル「エルフA3型」改造仕様
- ・ 機器のメーカー名：有限会社エルフ (現ティーエムエルデ株式会社)
- ・ 型番：エルフA3-100LS
- ・ 機器容量：100L (3相 200V 6KVA)
- ・ 法定耐用年数：10年
- ・ 導入年月：平成15年4月
- ・ 用途：廃食用油からバイオディーゼル燃料を精製する。

(2) バイオディーゼル燃料精製機器

- ・ 機器の名称：廃食用油燃料製造装置 「エルフA3型」
- ・ 機器のメーカー名：有限会社エルフ (現ティーエムエルデ株式会社)
- ・ 型番：エルフA3-100LS
- ・ 機器容量：100L (3相 200V 6KVA)
- ・ 法定耐用年数：10年
- ・ 導入年月：平成22年7月
- ・ 用途：廃食用油からバイオディーゼル燃料を精製する。

(3) 廃食用油回収車両 (その1)

- ・ 車両メーカー：トヨタ
- ・ 車番：ダイナ
- ・ 型式：U-LY61
- ・ 燃料の種類：軽油 (B5)
- ・ 導入年月日：平成6年9月
- ・ 法定耐用年数：3年
- ・ 用途：廃食用油回収



(4) 廃食用油回収車両 (その2)

- ・ 車両メーカー：ニッサン
- ・ 車番：アトラス
- ・ 型式：KG-SR4F23
- ・ 燃料の種類：軽油 (B5)
- ・ 導入年月日：平成21年12月
- ・ 法定耐用年数：3年
- ・ 用途：廃食用油回収



(5) バイオディーゼル燃料使用車両 (塵芥車)

- ・ 車両メーカー：いすゞ
- ・ 車番：滋賀800さ6155
- ・ 年式：平成16年3月
- ・ 型式：KK-FRR35E4S
- ・ 燃料の種類：軽油・BDF燃料併用
- ・ 導入年月日：平成23年2月18日
- ・ 法定耐用年数：6年
- ・ 用途：特種 (自家用)
- ・ BDF導入：平成22年10月1日



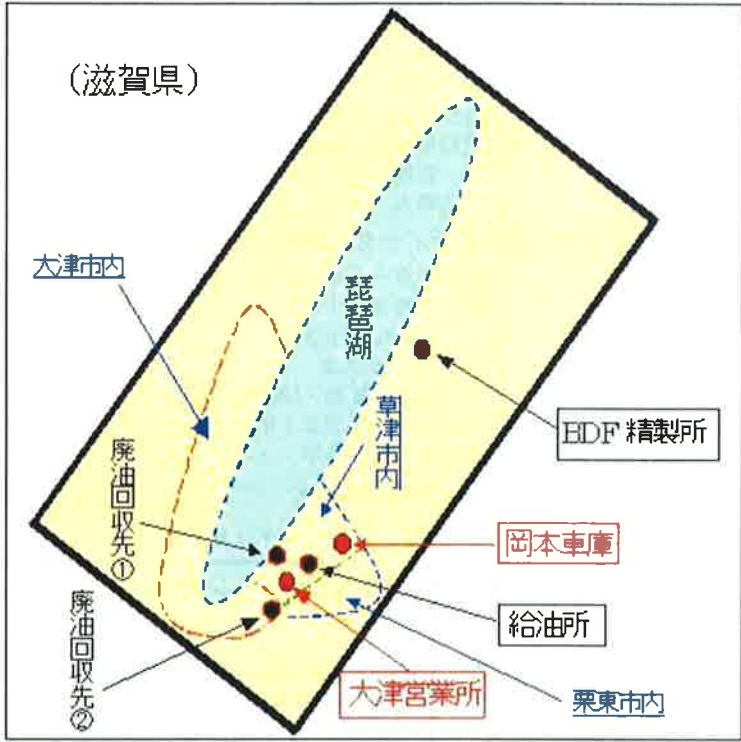

(6) バイオディーゼル燃料使用車両 (塵芥車)

- ・ 車両メーカー：いすゞ
- ・ 車番：滋賀800さ9984
- ・ 年式：平成14年3月
- ・ 型式：KK-FRR35G4
- ・ 燃料の種類：軽油・BDF燃料併用
- ・ 導入年月日：平成20年10月30日
- ・ 法定耐用年数：6年
- ・ 用途：特種 (自家用)
- ・ BDF導入：平成22年10月1日



B.2 採用技術

<p>B.2 採用技術</p>	<p>(7) バイオディーゼル燃料使用車両 (塵芥車)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両メーカー: いすゞ ・ 車番: 滋賀 800 さ 4675 ・ 年式: 平成 14 年 10 月 ・ 型式: KR-NKR81GN ・ 燃料の種類: 軽油・BDF 燃料併用 ・ 導入年月日: 平成 21 年 12 月 18 日 ・ 法定耐用年数: 6 年 ・ 用途: 特種 (自家用) ・ BDF 導入: 平成 23 年 4 月 1 日  <p>(8) バイオディーゼル燃料使用車両 (塵芥車)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両メーカー: ニッサンディーゼル ・ 車番: 滋賀 800 す 726 ・ 年式: 平成 13 年 3 月 ・ 型式: KK-MK252CB ・ 燃料の種類: 軽油・BDF 燃料併用 ・ 導入年月日: 平成 21 年 11 月 27 日 ・ 法定耐用年数: 6 年 ・ 用途: 特種 (自家用) ・ BDF 導入: 平成 23 年 4 月 1 日 						
<p>B.3 プロジェクト 実施場所</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">実施事業所名</td> <td style="padding: 5px;">株式会社木下カンセー 大津営業所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">住所</td> <td style="padding: 5px;">(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。) 【大津営業所】滋賀県大津市大萱 1 丁目 17-20 松田ビル 4F 【車庫】滋賀県草津市岡本町里ノ内 601</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">概要</td> <td style="padding: 5px;"> <p>【営業区域】主に下記地域にて、事業系一般廃棄物の収集運搬を行っている。</p> <p>塵芥車 (滋賀 800 さ 6155) 及び (滋賀 800 さ 4675) は、大津市内全域。</p> <p>塵芥車 (滋賀 800 さ 9984) は、草津市内全域。</p> <p>塵芥車 (滋賀 800 す 726) は、栗東市内全域。</p> <p>【拠点及び給油所】</p> <p>拠点: 岡本車庫 滋賀県草津市岡本町里ノ内 601 (対象車両の発着所)</p> <p>BDF 給油場所: (株)江洲石油 滋賀県大津市月輪 1 丁目 9-21 (対象車両の給油場所)</p> <p>【BDF 精製所】</p> <p>油藤商事(株) 滋賀県犬上郡豊郷町高野瀬 645</p> <p>【廃食用油回収先】</p> <p>イオンモール草津 滋賀県草津市新浜町 300 番地 (①)</p> <p>フォレオ大津一里山 滋賀県大津市一里山 7 丁目 1 番 1 号 (②)</p> </td> </tr> </table>	実施事業所名	株式会社木下カンセー 大津営業所	住所	(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。) 【大津営業所】滋賀県大津市大萱 1 丁目 17-20 松田ビル 4F 【車庫】滋賀県草津市岡本町里ノ内 601	概要	<p>【営業区域】主に下記地域にて、事業系一般廃棄物の収集運搬を行っている。</p> <p>塵芥車 (滋賀 800 さ 6155) 及び (滋賀 800 さ 4675) は、大津市内全域。</p> <p>塵芥車 (滋賀 800 さ 9984) は、草津市内全域。</p> <p>塵芥車 (滋賀 800 す 726) は、栗東市内全域。</p> <p>【拠点及び給油所】</p> <p>拠点: 岡本車庫 滋賀県草津市岡本町里ノ内 601 (対象車両の発着所)</p> <p>BDF 給油場所: (株)江洲石油 滋賀県大津市月輪 1 丁目 9-21 (対象車両の給油場所)</p> <p>【BDF 精製所】</p> <p>油藤商事(株) 滋賀県犬上郡豊郷町高野瀬 645</p> <p>【廃食用油回収先】</p> <p>イオンモール草津 滋賀県草津市新浜町 300 番地 (①)</p> <p>フォレオ大津一里山 滋賀県大津市一里山 7 丁目 1 番 1 号 (②)</p>
実施事業所名	株式会社木下カンセー 大津営業所						
住所	(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。) 【大津営業所】滋賀県大津市大萱 1 丁目 17-20 松田ビル 4F 【車庫】滋賀県草津市岡本町里ノ内 601						
概要	<p>【営業区域】主に下記地域にて、事業系一般廃棄物の収集運搬を行っている。</p> <p>塵芥車 (滋賀 800 さ 6155) 及び (滋賀 800 さ 4675) は、大津市内全域。</p> <p>塵芥車 (滋賀 800 さ 9984) は、草津市内全域。</p> <p>塵芥車 (滋賀 800 す 726) は、栗東市内全域。</p> <p>【拠点及び給油所】</p> <p>拠点: 岡本車庫 滋賀県草津市岡本町里ノ内 601 (対象車両の発着所)</p> <p>BDF 給油場所: (株)江洲石油 滋賀県大津市月輪 1 丁目 9-21 (対象車両の給油場所)</p> <p>【BDF 精製所】</p> <p>油藤商事(株) 滋賀県犬上郡豊郷町高野瀬 645</p> <p>【廃食用油回収先】</p> <p>イオンモール草津 滋賀県草津市新浜町 300 番地 (①)</p> <p>フォレオ大津一里山 滋賀県大津市一里山 7 丁目 1 番 1 号 (②)</p>						

<p>B.3 プロジェクト ト 実施場所</p>	<p>概要</p>	<p>【プロジェクト実施全体図】</p>  <p>(滋賀県)</p> <p>大津市内</p> <p>琵琶湖</p> <p>草津市内</p> <p>EDF 精製所</p> <p>岡本車庫</p> <p>給油所</p> <p>大津営業所</p> <p>栗東市内</p> <p>廃油回収先①</p> <p>廃油回収先②</p> <p>【各所】</p>  <p>(BDF 精製所：油藤商事)</p>
		<p>9</p>

B.3 プロジェクト
実施場所

概要



(営業所・車庫及び給油所・廃油回収先)



(拠点：大津営業所)

B: プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間 ※1		2010年10月1日～2013年3月31日(2年6ヶ月)					
B.5 クレジット期間 ※2		2010年10月1日～2013年3月31日					
B.6 想定排出削減量 ※3	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2			6	52	52	110
B.7 モニタリング報告の頻度	年1回を予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない <input checked="" type="radio"/>					
	補助事業名称/補助元						
	補助金額 (申請額含む)	円					
	補助金の使途						
	補助対象年月日	年 月 日 ～ 年 月 日					
	補助金を受給していることを証明する書類	(証拠書類の名称を記入し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に補助金交付通知書等を加えた上で、証拠書類を添付する。)					
備考	<p>①バイオディーゼル製造装置リスク 故障リスクの対応策としては、複数の装置を使用することでリスクの軽減を図っている。また、バイオディーゼル使用機械については、日常点検および定期点検を年2回行うことで、故障のリスクを最小限にとどめている。(資料5-2)</p> <p>②廃食用油の確保が困難となるリスク 既収収集先からの回収が困難となるリスクがあるが、今後回収先の開拓を行うことで事業継続は可能。また、廃食用油の価格が高騰するリスクがあるが、燃料価格への転嫁を図ることで事業継続は可能。</p> <p>③BDF100の使用が困難となるリスク 機構的にB100が使用できないディーゼル車両が増加し、B100の利用が困難となるリスクはあるが、B5製造、供給事業への切替を行うことで事業継続は可能。</p>						

※1: 2008年4月1日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。

※2: クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。

※3: 想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。なお、想定削減・吸収量は合計値において小数点以下を切り捨てること。

C:適用方法論		
C.1 適用方法論	方法論番号	No. E. <u>004 ver.6.1</u>
	方法論名称	廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等における利用
C.2 方法論の 適格性基準と の整合性	条 件	説 明 ※1
	C.2.1 条件1	BDFの供給者である油藤商事(株)は、本BDFの原料を(株)木下カンサーから受託した廃食用油の回収でまかなっており、それらは大型商業施設からでたエネルギー利用されない国内で発生した植物性の廃食用油である。(「使用宣言書」及び添付資料6)
	C.2.2 条件2	供給者である油藤商事(株)のBDF精製方式は、メタノールを用いたエステル交換方式である。
	C.2.3 条件3	本事業によりBDFへ代替される車両は、軽油を燃料としていた。(資料2-1、2-2)
	C.2.4 条件4	供給者である油藤商事(株)のBDFの品質等は、B5については、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」上の特定加工業者として登録されており、精製されたBDFは同法の強制規格を準拠している。B100は、国土交通省が策定したガイドラインに引用されている「(全国バイオディーゼル燃料利用推進)協議会強制規格」を満たしている。(資料7-1、7-2)
	C.2.5 条件5	本事業に使用する車両は、(株)木下カンサーが適切に管理する「道路運送車両法」に規定される公道を走行する車両である。車両(計4台)は特定可能であり、車検済みである。(資料4-1、4-2)
	C.2.6 条件6	市民等による利用はない。

<p>C.3 適用するガイドライン等</p>	<p>C.3.1 ガイドライン等への準拠</p>	<p>(オフセット・クレジット(J-VÉR)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)</p> <table border="1" data-bbox="598 434 1305 620"> <thead> <tr> <th>該当する</th> <th>準拠の説明</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>一部準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。 * モニタリングガイドライン(削減プロジェクト用)に記載されていない算定方法、モニタリング方法等の提案を行う場合は、当該欄に提案内容を理由とともに明記すること。 【提案方法】 【理由】</p>	該当する	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/>	全く準拠しない		<input type="checkbox"/>	一部準拠しない		<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する	
該当する	準拠の説明	説明												
<input type="checkbox"/>	全く準拠しない													
<input type="checkbox"/>	一部準拠しない													
<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する													
<p>C.4 ベースラインシナリオ(BLS)</p>	<p>C.4.1 BLSの特定</p>	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明) 廃食用油を原料としたバイオディーゼル燃料が利用されず、バイオディーゼル燃料を使用する車両等では、これまでと同じ化石燃料が使用される。 本PJ対象車両は、PJ導入前には軽油を燃料とするディーゼル車であった。そのため、本PJのベースラインシナリオは、軽油として算定する。 (ベースラインシナリオを特定する際に信頼度及び入手可能性が低いデータを使用した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説明すること) 該当なし</p>												
	<p>C.4.2 BLSに関連した温室効果ガス排出源の特定</p>	<p>(リーケージ(プロジェクトの実施により生じるプロジェクトバウンダリー外での温室効果ガス排出量の増加)が想定される場合には以下に説明し、モニタリングプランにおいて定量化すること) 該当なし</p>												
<p>C.5 排出量・吸収量の定量化</p>	<p>C.5.1 不確かなデータの使用</p>	<p>(削減量の定量化において不確かなデータを使用している場合には、削減量の過大評価がないことを以下に説明すること) 該当なし</p>												

<p>C.6 備考</p>	<p>(プロジェクトとベースラインシナリオにおける製品又はサービス活動の種類と水準に著しい差異がある場合には以下に説明すること) 該当なし</p> <p>(ベースラインの設定に関連する事情の変更等により、将来、プロジェクトを中止しなければならない状況が想定される場合にはその旨以下に説明すること) 該当なし</p> <p>(プロジェクト排出量がベースライン排出量より増加するリスクがある場合にはその旨以下に説明すること) 該当なし</p>
---------------	---

※1: 方法論の条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記する。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

D:その他				
D.1 関連する許認可及び関連法令等	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。*届け出等が必要な場合は、届け出済みか、予定かを明記のうえ、予定の場合はいつごろ提出予定かも明示すること。</p> <p>【道路運送車両法】</p> <p>バイオディーゼルを燃料とする車両は、自動車車検証に廃食用油燃料を使用する旨の記載が必要。4台の車両について車検証の記載を行った。(資料4-2)</p> <p>【水質汚濁法】</p> <p>自治体が定める基準に抵触しないため、当該法令に該当しない。</p>			
			該当しない	該当する
	1	大気汚染防止法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に*
	2	水質汚濁防止法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に*
	3	騒音規制法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に*
	4	振動規制法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に*
	5	景観法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に*
	6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 具体的に*: 一般廃棄物収集運搬処理業
	7	環境影響評価法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に*
	8	建築基準法	■	<input type="checkbox"/> 具体的に*
9	消防法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 具体的に*: 少量危険物貯蔵保管所・危険物取扱所	

D.2 環境影響評価 及び環境測定	(法令等によって実施が求められていない場合は省略可) 該当なし
D.3 住民説明会の 実施状況	(法令等によって実施が求められていない場合は省略可) 該当なし

